

平成27年度における指定管理者の指定について

現在の指定管理者に公の施設の管理を行わせる指定の期間が平成28年3月31日に満了する公の施設(38施設)で、平成27年12月に市議会の議決を得て、平成28年度より公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設について、その概要をお知らせします。

各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

1 指定管理者を公募して指定した公の施設 (1施設)

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
ならまち格子の家	指定管理者制度	ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム	ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	奈良町にぎわい課

2 指定管理者を公募せずに指定した公の施設 (37施設)

地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
七条コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	七条地区自治連合会	七条地区自治連合会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
南紀寺コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	南紀寺町五丁目第一自治会	南紀寺町五丁目第一自治会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
ならやまコミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
東市コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	東市地区自治連合会	東市地区自治連合会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
邑地コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	邑地町自治会	邑地町自治会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
高の原コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
狭川コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	狭川地区自治連合会	狭川地区自治連合会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
田原コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	田原地区自治連合会	田原地区自治連合会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
石打コミュニティスポーツプール	指定管理者制度	石打自治会	石打自治会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	八条第二自治会	八条第二自治会	平成28年4月1日から平成32年3月31日まで(4年間)	スポーツ振興課
公民館分館					
西部公民館学園大和分館	指定管理者制度	学園三碓地区自治連合会	学園三碓地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
南部公民館精華分館	指定管理者制度	高樋町自治会	高樋町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課

南部公民館東九条分館	指定管理者制度	東九条町自治会	東九条町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
南部公民館明治分館	指定管理者制度	明治地区自治連合会	明治地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
三笠公民館大安寺西分館	指定管理者制度	大安寺西地区自治連合会	大安寺西地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
田原公民館横田分館	指定管理者制度	田原地区自治連合会	田原地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
田原公民館水間分館	指定管理者制度	水間町自治会	水間町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
田原公民館袖ノ川分館	指定管理者制度	袖ノ川町自治会	袖ノ川町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
富雄公民館元町分館	指定管理者制度	富雄公民館元町分館管理協議会	富雄公民館元町分館管理協議会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
柳生公民館興ヶ原分館	指定管理者制度	興ヶ原町自治会	興ヶ原町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
柳生公民館邑地分館	指定管理者制度	邑地町自治会	邑地町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
柳生公民館丹生分館	指定管理者制度	丹生町自治会	丹生町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
柳生公民館北野山分館	指定管理者制度	北野山町自治会	北野山町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
若草公民館佐保分館	指定管理者制度	若草公民館佐保分館運営委員会	若草公民館佐保分館運営委員会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
興東公民館東里分館	指定管理者制度	東里地区自治連合会	東里地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
興東公民館狭川分館	指定管理者制度	狭川地区自治連合会	狭川地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
興東公民館大平尾分館	指定管理者制度	大平尾町自治会	大平尾町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
春日公民館西木辻分館	指定管理者制度	八軒町自治会	八軒町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
春日公民館大安寺分館	指定管理者制度	大安寺地区自治連合会	大安寺地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
春日公民館済美南分館	指定管理者制度	済美南地区自治連合会	済美南地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
二名公民館二名分館	指定管理者制度	二名地区自治協議会	二名地区自治協議会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課

二名公民館西登美ヶ丘分館	指定管理者制度	二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会	二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
京西公民館平松分館	指定管理者制度	平松一丁目自治会	平松一丁目自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
伏見公民館あやめ池分館	指定管理者制度	あやめ池地区自治連合会	あやめ池地区自治連合会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
平城公民館歌姫分館	指定管理者制度	歌姫町自治会	歌姫町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
飛鳥公民館白毫寺分館	指定管理者制度	白毫寺連合自治会	白毫寺連合自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課
都跡公民館佐紀分館	指定管理者制度	佐紀中町自治会	佐紀中町自治会	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)	生涯学習課